

## 議第 8 号議案

### 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、令和 3 年 5 月 1 7 日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業 1 0 社の賠償を認める判決を下した。さらに、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払う「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、令和 4 年 1 月から給付金制度が開始された。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁判決によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業の抛出を定めていない。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の十分な救済に結びついていない現状がある。同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、主に屋外で働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が含まれておらず、死亡後 2 0 年間の除斥期間もより延長されなければならない。

こうしたことから、建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るために、建設アスベスト給付基金法の改正を早期に行うことが必要である。

よって、下記事項について強く要望する。

#### 記

- 1 アスベスト建材製造企業の抛出を定める給付金制度を創設すること。
- 2 屋外従事者の救済及び賠償責任期間外で給付金制度が受けられない被害者救済のため、建設アスベスト給付基金法の改正をすること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月

埼玉県羽生市議会議長 松本敏夫

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
法務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
国土交通大臣 様  
環境大臣 様

令和5年9月25日提出

埼玉県羽生市議会議員 斎藤万紀子  
" 小林誠弥  
" 田口さとる  
" 増田敏雄  
" 野中一城  
" 島村勉